

令和2年9月4日

生徒の皆さんへ
保護者の皆様へ

京都市立日吉ヶ丘高等学校
校長 本谷 一

気象災害等に対する非常措置についてのお知らせ（追補版）

本校においては、台風により京都市（*テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「特別警報（*大雨、暴風など6種類）」または「暴風警報」が発表された場合及び月輪学区に「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」が発令された場合には、下記の措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意して対応するようお願いいたします。

記

1. 特別警報について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅で待機してください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- | | |
|--------------------|----------------|
| ・午前0時までに解除になった場合 | 5校時（13：15）から始業 |
| ・午前0時現在、特別警報発表中の場合 | 臨時休業 |

2. 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅で待機してください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
- | | |
|-------------------|----------------|
| ・午前7時までに解除になった場合 | 平常授業 |
| ・午前9時までに解除になった場合 | 3校時（10：45）から授業 |
| ・午前11時までに解除になった場合 | 5校時（13：15）から授業 |
| ・午前11時現在、警報発表中の場合 | 臨時休業 |

ただし、定期考查日においては、

- | | |
|------------------|--|
| ・午前7時までに解除になった場合 | 予定通り定期考查を実施 |
| ・午前9時までに解除になった場合 | 2校時の考查は、10：55～11：45に実施
3校時の考查は、12：00～12：50に実施
4校時の考查は、13：30～14：20に実施 |
- * 1校時の考查がある場合は、14：35～15：25に実施

（裏面に続く）

- ・午前 11 時までに解除になった場合 2 校時の検査は、13:30～14:20 に実施
3 校時の検査は、14:35～15:25 に実施
4 校時の検査は、15:40～16:30 に実施
＊1 校時の検査がある場合は翌日以降に実施
- ・午前 11 時現在、警報発表中の場合 臨時休業し、当日の検査は翌日以降に実施

3. 大雨警報、洪水警報等が発表された場合について

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校ホームページや Google Classroom 及び P T A メール等で最新の情報をお知らせいたしますので、御確認をお願いします。
(特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。)

4. 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

（1）土砂災害の避難勧告について

本校の敷地は「土砂災害警戒区域（特別警戒区域）」に含まれていることから、本校の所在学区である月輪学区に、避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じて始業時間の繰り下げや臨時休業の措置を取ります。

5. 在校中に特別警報・暴風警報が発表された場合、もしくは避難勧告・避難指示（緊急）が発表された場合について

直ちに臨時休業としたうえで、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととしますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことといたします。

（追加）休日の部活動等に関する台風等に対する非常措置

（令和 2 年 9 月 4 日追記）

1. 特別警報について

- （1）登校前に発表された場合は、自宅待機。
- （2）「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。
 - ・午前 0 時までに解除になった場合は、12:30 から活動できる。
 - ・午前 0 時現在「特別警報」が発表中の場合は、全日活動禁止。

2. 暴風警報について

- （1）午前 7 時現在「暴風警報」が発表中の場合は、自宅待機。
- （2）午前 9 時までに解除になった場合は、10:30 から活動できる。
- （3）午前 11 時までに解除になった場合は、12:30 から活動できる。
- （4）午前 11 時現在「暴風警報」が発表中の場合は、全日活動禁止。

3. 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

本校の所在学区である月輪学区に、土砂災害の避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、
2. 「暴風警報について」に準じた対応となります。